

令和3年5月28日

公益財団法人日本少年野球連盟

ブロック長、支部長、所属チーム 各位

## 通 達



公益財団法人日本少年野球連盟  
会長 櫻田 敏和

## 記

政府から4月25日に発出されました新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言が5月31日まで延長され、本日さらに沖縄県の期限にそろえて6月20日まで再度延長されました。また、延長、再延長の対象地域は北海道、東京、愛知、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、福岡の9都道府県です。これに伴い当連盟でも5月8日付け通達を6月20日まで延長致します。当該地域に所属するチームの期間中の活動については各ブロックから発出された通達の遵守を第一として下さい。

また、それ以外の全地域に対しても連盟発出「感染拡大防止のガイドライン（令和2年10月12日）」、「連盟通達（令和3年4月15日）」の徹底遵守を改めてお願いするとともに、各市町村、教育委員会の指導に従って行動していただきますよう改めてお願い申し上げます。

以 上

### ※お知らせ

連盟本部事務局（大阪市浪速区）はこの度の緊急事態宣言の延長に伴い、午前11時～午後4時までの勤務時間短縮を大阪府の解除まで継続させていただきます。

皆様方にはまたしてもご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解のうえご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。